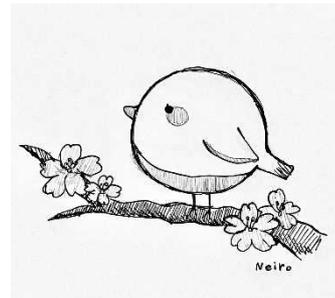


「ねんきん豆知識」

こんにちは！社会保険労務士の田崎薫子です。

第一回目投稿後、ありがたいことにご質問をいただきました。

にもかかわらず、お返事が今日になってしまい、孫娘に依頼した挿絵の桜も全国的には散り始めてしまい、季節感を外してしまった形になりました。本当にこれは、ごめんなさい。



では、遅ればせながら、ご質問の一つ目です。

Q) 公的年金と民間の会社の提供する個人年金に相当する貯蓄額との比較について
おそらく基本の老齢年金を基本として、それぞれの受給額の比較を希望されていることと
思います。

A) 結論からいいますと、公的年金と貯蓄は比較の対象にはできません。目的と役割が全く
違うからです。

公的年金は、3つの保険的な役割があります。

- ① 老齢になったときの老齢年金
- ② 病気、けがなどで障害になったときの障害年金
- ③ 配偶者が亡くなったときの遺族年金

上記のように公的年金は、保険料（国民年金または、厚生年金）を納めることでこの3つの
年金を受ける可能性をもっている総合保険ともいえます。

これに対し、民間の個人年金で納めた金額に対して、一部病気やケガなどの補償などが付加
されている保険もあるようですが、公的年金のような3つの役割をもっているというより
あくまでも主体は貯蓄型の個人年金であり、契約内容によっては、終身ではなく有限期間
（例えば65歳から10年間など）受給できる年金となっている場合もあります。

そして、ご質問の二つ目

Q) 公的年金に加入しないで貯蓄した場合の比較

A) この回答するにあたり、一番わかりやすい一つの公的年金で比較します。

比較対象は、会社員以外の自営業者および専業主婦の場合の公的年金（老齢基礎年金）とし
ます。この年金は、20歳から60歳まで40年間未納なく納付した場合、65歳から受給でき

る公的年金の金額は年間 795,000 円です。(令和 5 年 4 月現在の満額年金)
そして、納める公的年金の金額は月 16,520 円(令和 5 年 4 月現在)です。
では、月に納める公的年金を貯蓄に代えらるとどうなるでしょう。40 年間貯蓄すると、
7,929,600 円となり、納めた公的年金額の合計とほぼ同じになります。(令和 5 年 4 月現在)
さて、貯蓄金額と受給できる公的年金額を、老後の資金として考えると貯蓄は 10 年弱で、
お金を使い果たしてしまいますが、公的年金としては、終身受給できます。
10 年という、65 歳から 75 歳の間までとなり、平均寿命からするとどうでしょうか。
一方公的年金は保険ですので、長生きすればするほど、納めた金額より多く受給できる可能性は広がります。

結論) 公的年金の納める金額は、保険料であり積立額とは根本的に違うこと。
公的年金は、受給の可能性が 3 種類あり終身であることに対し、個人年金は、積立後に受給できる期間と金額が有限であること。

今回の「ねんきん豆知識」ご質問に答えて、は以上です。
これからも、気になること、ご心配なことおありでしたら、いつでもお知らせください。
ただ・・・回答は遅いかもしれませんが・・・(笑)